

## 三田市工事請負に係る入札予定価格及び最低制限価格算定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第19条、第31条及び第32条に基づき工事請負入札における予定価格並びに最低制限価格基準額の算出方法に関し必要な事項を定める。

(予定価格)

第2条 予定価格の決定は、原則として設計額とする。

2 予定価格の決定に当たって明確な根拠資料等がある場合は、前項の設計額以外の方法により予定価格の決定をすることができる。

(最低制限価格)

第3条 税抜き最低制限価格の決定は、次の表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額の合計とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

直接工事費相当	共通仮設費相当	現場管理費相当	一般管理費等相当
97%	90%	90%	68%

2 前項に掲げる直接工事費相当、共通仮設費相当、現場管理費相当及び一般管理費等相当は、工事種別に応じて、別表のとおりとする。

3 前2項の計算により得られた税抜き最低制限価格が、設計額の10分7.5以下となる場合には10分の7.5とし、10分の9.2以上となる場合には10分の9.2とする。

(最低制限価格算定基準の適用範囲)

第4条 前条の基準は、予定価格が130万円を超え5億円未満の範囲の案件に適用する。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、基準の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成21年8月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成24年7月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、令和5年1月4日から実施する。

別表（第3条関係）

費用 工事種別	直接工事費相当	共通仮設費相当	現場管理費相当	一般管理費等 相当
土木工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事 （鋼橋製作）	直接工事費＋材料費＋製作費＋工場塗装費＋輸送費＋架設費	共通仮設費＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等
土木工事 （電気一般）	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費＋機器費×0.1	現場管理費＋機器費×0.2＋技術者間接費	一般管理費等＋機器費×0.1
土木工事 （電気鉄塔・反射板）	架設工事原価の直接工事費＋工場塗装費＋鉄塔製作費×0.6	共通仮設費＋鉄塔製作費×0.3	現場管理費＋鉄塔製作費×0.1	一般管理費等
土木工事 （機械）	直接工事費＋直接製作費	共通仮設費＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
建築工事 及び建築 設備工事	直接工事費×0.9	共通仮設費	直接工事費×0.1＋現場管理費	一般管理費等
建築における昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事	直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道工事 （電気・機械）	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費＋機器費×0.1	現場管理費＋機器費×0.2＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等＋機器費×0.1